

平成18年4月7日

平成18年度国・地方を通じた財政措置の問題について

全国知事会
地方分権推進特別委員会
地方交付税問題小委員会

先般決定された平成18年度地方財政対策において、地方交付税など一般財源総額が確保されたことは、一昨年11月26日の政府・与党合意及び「基本方針2005」の趣旨を踏まえた対応がなされたものであり、また、地方財政計画と決算との乖離の是正について、昨年度に引き続き投資単独事業費と一般行政経費の同時一体的な規模是正が図られることとなったことは、地方の主張が理解されたものとして評価できる。

しかし、その内容については、次のような問題点も含まれているため、国においては、これらの点について速やかに地方と実質的な協議を行い、平成19年度以降も引き続き、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税総額の確実な確保、地方交付税・地方財政計画の透明化、中期地方財政ビジョン策定への地方の参画の実現を行うよう求める。

1 3兆円の税源移譲に伴う交付税原資縮小への不十分な対応

【平成18年度地方財政対策の内容】

- ・ 税源移譲に伴う所得税の交付税率分への影響を緩和するため、地方財政に与える影響を勘案しつつ交付税総額の加算措置を講じる。

平成19～21年度に以下の金額を加算

平成19年度：2,600億円、平成20年度：2,000億円、平成21年度：1,400億円

【主張】

- ・ 3.1兆円の国庫補助負担金等の廃止・縮減に伴う、3兆円の税源移譲が、地方固有の財源である地方交付税の原資となっている所得税で行われた結果、地方交付税の法定率分9,600億円(3兆円×32%)程度が自動的に減少する。
つまり、税源移譲の効果が相殺され、実質的に、2兆円の税源移譲となってしまう不合理。
 - ・ この32%分は、従来から地方固有の財源であったもの。
平成19年度からの3年間、経過的な加算措置を講ずるだけでは、全く不十分な対応。
 - ・ このことは、地方が自主的・主体的に行政サービスを実施できるよう、税源移譲等により地方の権限・責任・財源を高めるとした三位一体の改革の主旨に沿うものではなく、9,600億円相当の交付税率引き上げ等の恒久的な措置により対応すべき。
 - ・ 地方交付税は地方固有の財源であるため、今後の国庫補助負担金等の廃止縮減に伴う税源移譲にあたっては、交付税原資(交付税法定率分)が減少することのないよう制度改正すべき。
- ・ 3.1兆円の国庫補助負担金等の廃止・縮減による税源移譲が、実質2兆円となることは不合理である。
なお、国は、交付税原資として、三位一体改革前の平成15年度の所得税額水準(13.8兆円)を確保するとの考え方から、改革後の平成18年度所得税額(12.8兆円)との差額(1兆円)をもとに加算措置を講じているが、そもそも平成15年度の所得税水準は、
定率減税が実施されていたことと併せ、
過去最高の13.4兆円もの巨額の地方財源不足を生じるほど低迷していたもので、これを確保すべき発射台とするのは不当。

- さらに、交付税特別会計の繰越金が多額であることなどを背景に、加算措置については、平成18年度は見送られ、平成19年度は2,600億円加算することとされたものの、以降、平成20年度2,000億円、平成21年度1,400億円と漸次縮小され、その後の措置も不明確であるなど、全く不十分。

参考

3兆円の税源移譲による交付税原資の減少
 $3 \text{兆円} \times 32\% = 9,600 \text{億円程度/年}$

今回決定された加算措置

H19 : 2,600億円

H20 : 2,000億円

H21 : 1,400億円

計 : 6,000億円

加算措置の考え方

H15所得税総額 : 13.8兆円 \times 32%

H18所得税総額 (譲与税分3兆円除く) : 12.8兆円 \times 32%

0.2 ~ 0.3兆円程度

2 平成19年度以降に恒久化される地方税の減収に係る不十分な補てん措置

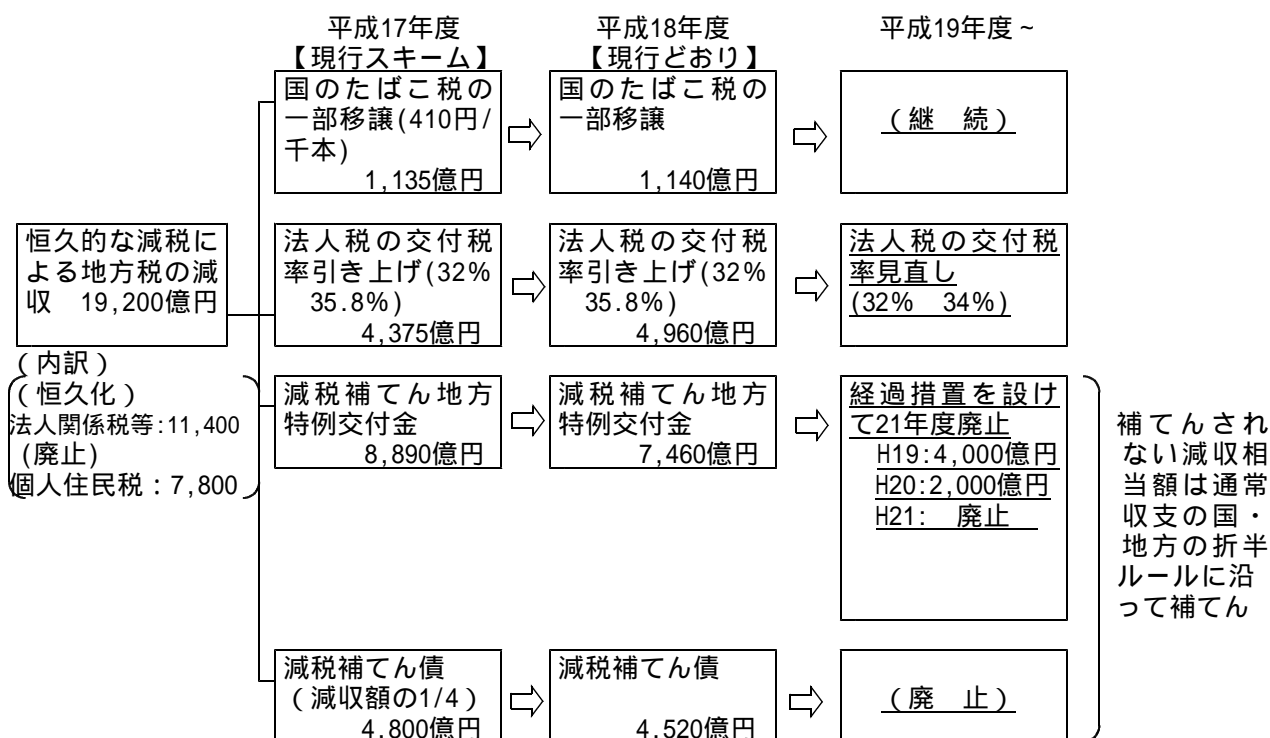
【平成18年度地方財政対策の内容】

法人税の交付税率引き下げ（35.8% H19～34.0%）
（地方特例交付金の漸次廃止含む（H19:4,000億円、H20:2,000億円、H21：廃止））

【主張】

- 平成19年度以降の法人関係税の減税が恒久化され、地方税収減が続くにもかかわらず、法人税に係る交付税率35.8%が平成19年度から34%に引き下げられたのは不合理であり、法定率の抜本的見直しで対応すべき。
- そもそも、法人税に係る交付税率は法人事業税の減税補てん措置として、平成12年度に32%から35.8%（+3.8%）に引き上げられていたものであり、法人事業税を含む法人関係税の減税が恒久化される中で、これを引き下げるのは趣旨に反する。
- なお、今回の措置（34% - 32% = +2%）は、法人関係税の減収額1.1兆円のうち0.2兆円程度を措置したものにすぎない。

【恒久的減税に係る補てん措置】



参考

法人税の交付税率の推移

- S41～H10：32.0%、H11：32.5%、H12～：35.8%

平成12年度における法人税の交付税率引き上げの根拠

- 法人事業税の減税による減収額の8/10（交付団体相当分）＝4,000億円程度を補てん（法人税予算10.4兆円×（35.8－32）%＝4,000億円）

3 臨時財政対策債による決算乖離の一体是正

【平成18年度地方財政対策の内容】

| | | |
|--------------|----------|---------------|
| 投資的経費（単独） | 地財 2兆円 | 交付税 1兆円 |
| 経常的経費（単独） | 地財 + 1兆円 | + 臨時財政対策債 1兆円 |
| （ 3,500億円程度） | | |

【主張】

- ・ 投資的経費（単独）と経常的経費（単独）の決算乖離を増減同額の形で同時一体的に是正したにもかかわらず、一方的に臨時財政対策債を増額し、地方交付税を削減したことは不適當。
- ・ 投資的経費（単独）の減については、地方交付税を削減する一方、経常的経費（単独）の増については、収支不足対策としての赤字地方債である臨時財政対策債により措置された。このことは、国民の目からは地方の責任による巨額の収支不足が拡大したとの誤解を招くおそれ。

参考

- ・ 臨時財政対策債による措置は平成17年度より始まっており、その後年度負担は国・地方の折半ルールで措置

4 不適當な算定

【平成18年度地方財政対策の内容】

「行政改革インセンティブ算定」の拡充

- ・ 行革努力の実績を地域振興関係経費に反映する算定
- ・ 歳出削減の取組みを反映する算定
- ・ 徴税強化の取組みを反映する算定

【主張】

- ・ 現行の交付税制度自体、標準的な経費を算定することにより、既に行政改革へのインセンティブが働く仕組みになっているにもかかわらず、さらに行政改革インセンティブ算定を設けることは、地方交付税の算定式を通じて、国の施策を地方に押しつけようとする手段になりかねないことから、このような算定は慎むべき。
- ・ 現行の交付税制度は、基本的な行政サービスに必要な標準的経費により算定されるので、当然に、地方が自主的に行政改革努力を行えば行うほど、その努力分が加算されたのと同様の効果を生むことから、行政改革へのインセンティブが働く仕組みに既になっている。

5 国庫補助負担金等の改革の問題

【主張】

- ・ 三位一体の改革に関する政府・与党合意に盛り込まれた「スリム化の改革」については、その考え方と金額等の詳細を個別の細目事業単位で速やかに明らかにし、適正な事業実施を確保するため、地方の代表と早急に協議すること。
- ・ 第一期改革では、奨励的補助金がほとんど廃止されず、地方の自主性・主体性が拡大したとは言えない。
また、国庫補助負担金の交付金化が行われたが、このことは、国に権限と財源を残すうえ、要綱等で詳細な条件付けなされていることから地方の自主性・主体性を高めるとい改革の意義を損ねるもの。
こうした第一期改革の課題を踏まえ、地方の自主性・主体性を高める改革へとつなげることが必要。

6 国と地方の協議が不十分・国の情報提供不足

【主張】

- ・ 地方財政に関する総務大臣と地方六団体会合は、大局的な議論の場であり、地方の具体的な意見を十分に反映することは困難。
- ・ 事前に具体的に相談する場を用意すべき。